

# 千葉県麻しん対応マニュアル

(Vol 3)

平成 22 年 12 月  
千葉県健康福祉部

## はじめに

麻疹は、非常に感染力が高く、免疫のない人が感染すると重症化し、死亡者も発生する疾患です。

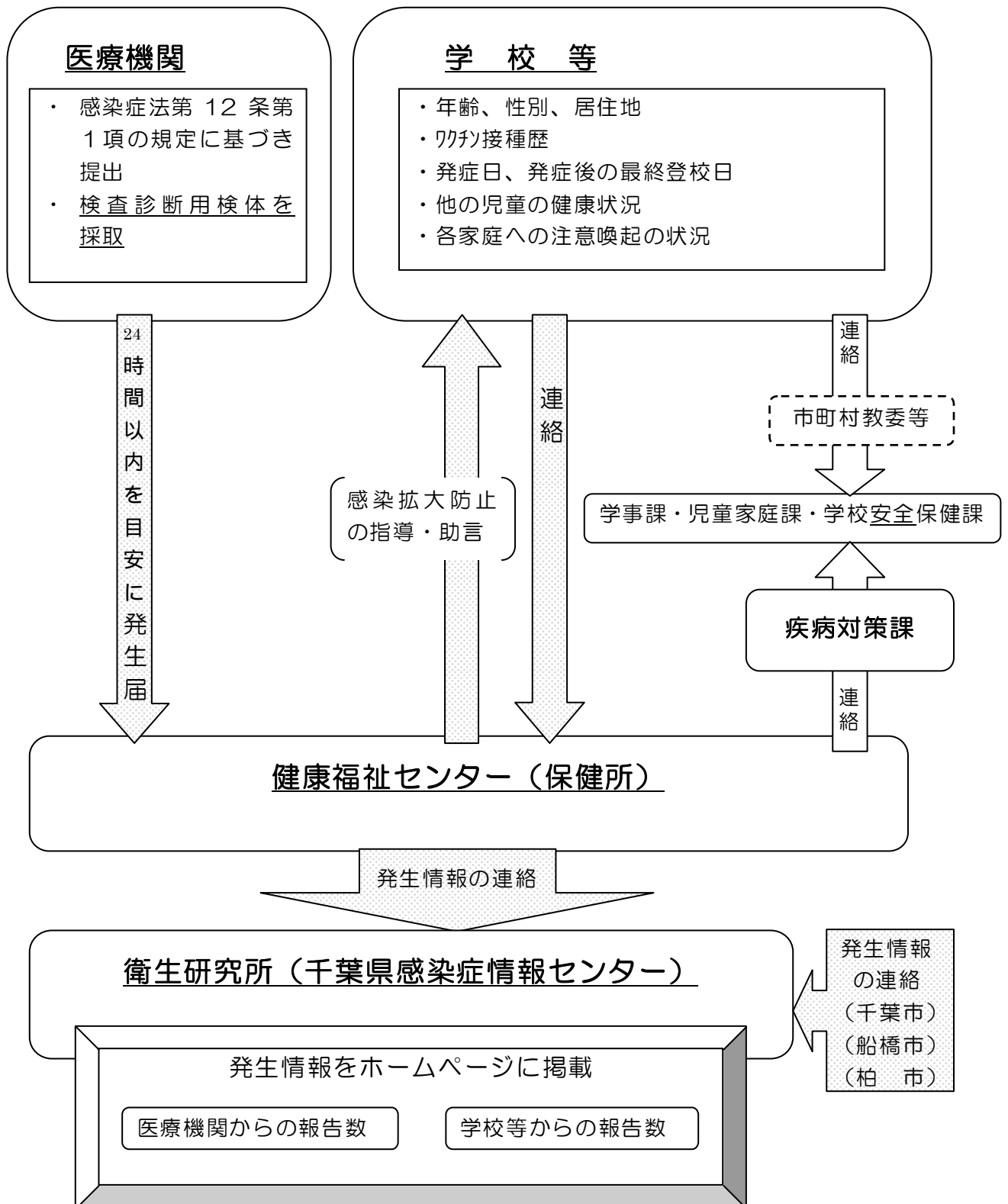
国では、「2012年麻疹排除」の達成のため、平成18年から定期接種に2期を、平成20年には、「麻疹に関する特定感染症予防指針」を策定し、定期接種に5年の時限措置として3期と4期を追加して2回接種による確実な免疫の獲得を図るとともに、麻疹患者の発生状況をそれまでの定点把握から全数把握とし、正確かつ迅速に発生動向を把握することとなりました。

本県では、平成18年度に「県内麻疹患者<sup>ゼロ</sup>」を目指す「千葉県麻疹対応指針」を定め、各関係機関が連携し、積極的に推進するために、本マニュアルを策定し、平成20年には、「麻疹に関する特定感染症予防指針」に基づき、本マニュアルを一部改正するとともに、「千葉県麻疹対策会議」を設置し、医療関係者や行政機関等関係者の意見をもとに、予防接種率の向上や麻疹患者発生時の迅速な対応など、麻疹対策を推進してきました。

それにより、県内では、平成19年に3,600人余りの患者が発生していたと定点報告から推計されていましたが、平成20年には全数把握として1,071人、平成21年には116人、と麻疹患者数は激減しました。

しかしながら、2012年（平成24年）に「県内麻疹患者<sup>ゼロ</sup>」を達成するためには、更なる予防接種率の向上と、「麻疹」を確実に診断するための検査診断の普及が必要であり、このたび、本マニュアルを一部改正し、引き続き、各関係機関が一丸となって積極的に推進すべき具体的な取り組みを定めました。

【麻しん患者発生状況の把握の流れ】



## 【用語解説】

学校等	県内における公立・私立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（児童福祉法第7条の児童福祉施設も含む。）
学校等主管課	総務部学事課、健康福祉部児童家庭課、教育庁学校安全保健課
終息	最後の麻しん患者と、他の生徒等との最終接触日から、4週間新たな麻しん患者の発生が見られないこと。